

財務省告示第八十五号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十九年二月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件を次のとおり告示する。  
 平成十九年三月九日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行行 格
利付国庫債券（十年）（第二百八 十四回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け	額面金額で四百二十億円	四百十九億九千五百八十万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年二月二十日 額面金額百円につき九十九円九 十銭

十一 利率  
 一 年一・七パーセント  
 二 日本郵政公社は、払込金額  
 の経過利率  
 の払込み  
 に加え、次の算式により算出し  
 た金額を第十八号に規定する期  
 日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{62}{365}}$$

十三 初期利子  
 平成十九年六月二十日を支払期  
 とし、次の算式により算出した  
 金額を支払う。ただし、支払期  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う。以下、  
 その及び第十五号において規定  
 する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子  
 毎年六月二十日及び十二月二十  
 日を支払期とし、各支払期にお  
 いて、その日以前六箇月に属す  
 る利子を支払う。  
 平成二十八年十二月二十日  
 償還金額  
 償還金額  
 元利支  
 払場所  
 払込期日  
 平成十九年二月二十日